

浮体式洋上風力発電施設を船舶安全法上の船舶とする理由

船舶安全法上、「船舶」について特段の定義はないが、同法における「船舶」とは、水上に浮かび得る性質を有するものであって、水上を移動すること又は他物若しくは人を積載することにより、何らかの社会的、経済的使命を果たすために構造された工作物を「船舶」として取り扱っている。

➡ 浮体式洋上風力発電施設は、電気工作物を浮体に積載し、社会的、経済的使命を果たすために構造された工作物であるため、「船舶安全法上の船舶」にあたる。

船舶安全法

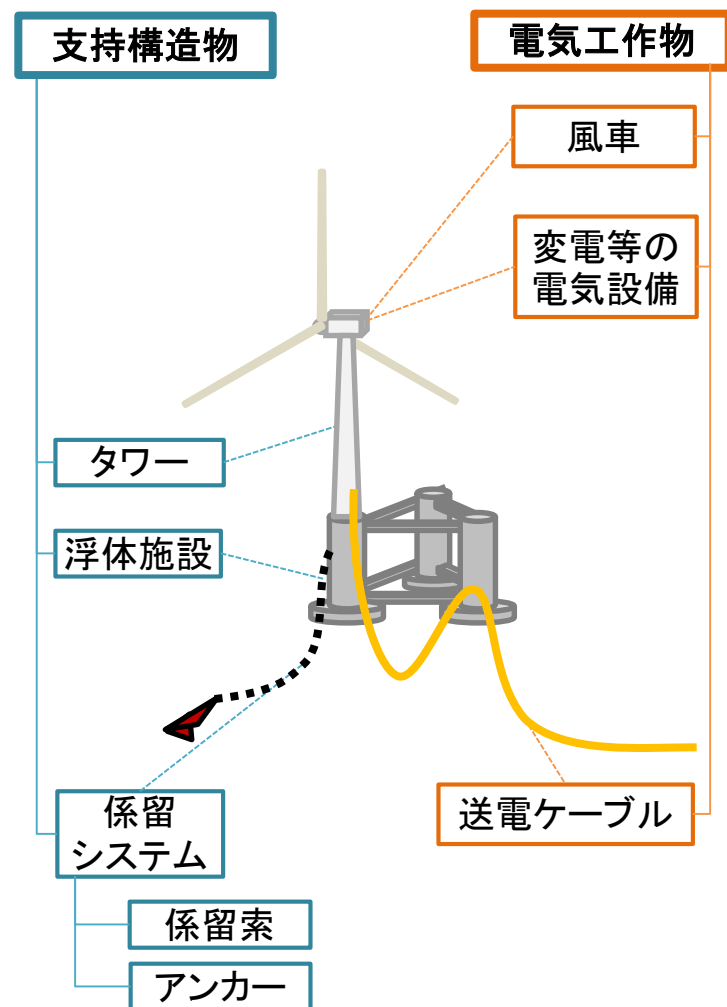
- ・ 日本船舶の堪航性及び人命の安全を保持する目的で、船舶の安全を確保するために、必要な構造・設備要件等を定め、これらの要件を満たしているかの確認をするため、船舶検査を実施している。
- ・ 「船舶安全法施行規則第一条第四項の特殊な構造又は設備を有する船舶を定める告示」に基づき、「特殊船」として「浮体式洋上風力発電施設」を規定。

電気事業法

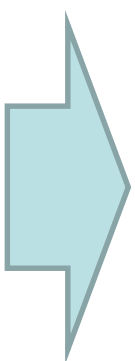
- ・ 電気事業法に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」の解釈通達において、風車を支持する工作物は船舶安全法の規定に適合するものであることが定められている。

船舶安全法

電気事業法



- 船舶法の「日本船舶」か否かは、「船舶」として扱うことを前提に、当該船舶の所有者の国籍等によって判断されるため、浮体式洋上風力発電施設が船舶法上の「船舶」となるかの判断が必要となる。
- 船舶法上、「船舶」について特段の定義はないが、同法における「船舶」とは、「浮揚性」「積載性」「移動性」の三要素を備えたものを船舶として取り扱っている。



現在想定される浮体式洋上風力発電施設は、係留索により海底等に固定されることから、上記の三要素のうち「移動性」を有していないため、「船舶法上の船舶」にはあたらない(=船舶法の適用対象外)。